

中小企業投資促進税制の改正 —平成16年度改正

Q 平成16年度の税制改正により中小企業投資促進税制の見直しが行われたと聞きましたが、どのような点について改正があったのでしょうか。

A この制度は、青色申告書を提出する中小企業者等（措置法42の2⑦に規定する中小企業者に該当する法人及び協同組合等をいう）が、平成16年3月31日までの指定期間内に、特定機械装置等の取得又は製作をして事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却と取得価額の7%の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しを認める）との選択適用を認める制度である（措置法42の6）。

ただし、協同組合等を除く資本金3,000万円超の法人については、特別償却のみの適用を認め、税額控除も適用を認めていない。

なお、一定のリース資産についても、税額控除も適用が認められるが、リース期間が5年以上で、かつ、その機械装置等の法定耐用年数を超えないものである等の要件の下で、リース費用総額の60%相当額について、7%の税額控除が認められる。

<特定機械装置等の範囲>

平成16年度税制改正においては、この制度の特定機械装置の範囲について次のような改正が行われた。

(1) 機械装置

1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの、リース資産の場合にはリース費用の総額が210万円以上のもの（改正なし）

(2) 事務処理の能率化に資する電子計算機等9種類の器具及び備品

平成16年12月5日

中小企業だより

第三種郵便物認可

1台又は1基の取得価額が120万円（改正前100万円）以上のもの、リース資産の場合にはリース費用の総額が160万円（改正前140万円）以上のもの

(3) 貨物の運送の用に供される普通自動車

車両総重量が3.5トン以上のもの（改正なし）

＜適用関係＞

この制度の適用期限を平成18年3月31日まで2年延長し、特定装置等の範囲にかかる改正は、平成16年4月1日以後に取得若しくは製作又はリースする器具及び備品について適用する。